

# 第3章

## 緑豊かなまちづくりの方向性

---

- 1 緑の将来像
- 2 緑の配置方針
- 3 緑の基本方針
- 4 都市公園の整備及び管理の方針
- 5 グリーンインフラの推進に関する方針
- 6 目標水準

# 第3章 緑豊かなまちづくりの方向性

## 1 緑の将来像

＜緑の将来像＞

### まちと緑と つながるしあわせ かかみがはら

本市は、各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯や雄大な木曽川など、長い歴史の中で形成された豊かな自然に囲まれています。また、市民公園や学びの森をはじめとする都市公園や街路樹など、行政主導で「公園の中にまちがある」ような空間を目指し、まちづくりを通じて創出された身近な緑は、市民の憩いの場として親しまれています。今、私たちはこの緑に囲まれた居心地の良い空間で生活しています。

市民満足度調査（令和7年度）では、「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と7割以上の市民から評価いただいており、これまでの本市の緑化施策がまちの魅力を高めているものと考えています。

また、令和7年度からスタートした総合計画では、全分野共通の方針として「つながりづくり」を掲げています。まちと豊かな自然とのつながり、緑と市民とのつながりなど、これまで保全・創出してきた豊かな緑は、人とのつながりなくしては、次世代に継承していくことはできません。多くの市民が緑の良さを再認識し、緑が有する多様な機能を重要な社会基盤（グリーンインフラ）としてまちづくりに取り入れ、積極的に関わっていくことが必要です。

「各務原市緑の基本計画」では、新たな時代を見据え、緑量の確保や日常の維持管理だけでなく、魅力的な緑のあるべき姿や、その関わり方を官民が共有し、緑に関わる多様な主体と連携し、緑豊かなまちづくりを目指します。

各務原市にどのようなイメージをお持ちですか？

キーワード  
(18歳以上)

- ・自然が豊か、公園が多い、緑豊か
- ・住みやすい、子育てしやすい、交通の便が良い
- ・自衛隊、飛行機
- ・田舎
- ・便利



主な意見  
(18歳以上)

- ・緑や公園、川もあり自然が豊か
- ・公園が多く子育てや生活がしやすいイメージ
- ・自衛隊の飛行機がかなりうるさいです
- ・都会でも田舎でもなく、ほどよいと思います
- ・生活するには便利でありながら、自然も多く住みやすい街



キーワード  
(中学生)

- ・自然豊か、緑が多い
- ・にんじん
- ・住みやすい
- ・飛行機



主な意見  
(中学生)

- ・自然が豊かで緑が多いまち
- ・にんじんが有名
- ・都会に近い田舎。
- ・自然がたくさんあつてのどかで住みやすい
- ・飛行機の産業や工業が発展している街だと思う



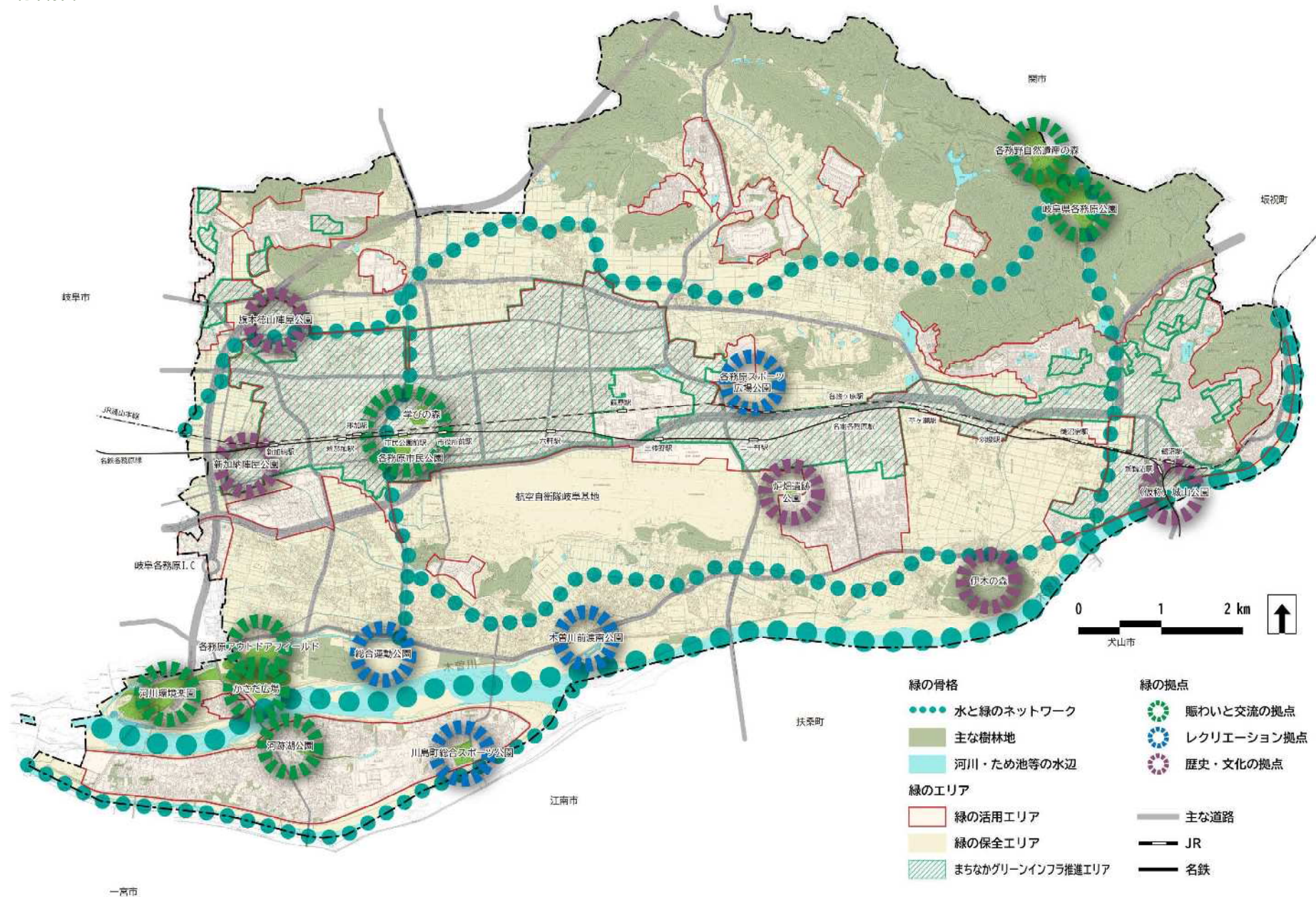
〈参考〉令和7年度市民満足度調査より

## 2 緑の配置方針

本市における特徴ある「緑の拠点」や樹林地などを保全しながら、緑の骨格を形成している道路や河川の緑の充実を図ることで、各拠点や各エリアが連携し、緑の将来像の実現を目指します。そのために、緑の配置方針を設定します。

| 区分    | 名称                | 凡例                                                                                  | 配置の方針                                                                                                                                       |
|-------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑の骨格  | 水と緑のネットワーク        |    | 木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜など、水と緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を「水と緑のネットワーク」として位置づけます。                                                             |
|       | 主な樹林地             |    | 北部の緩やかな丘陵地や、三井山などの独立峰の緑豊かな樹林地のこと。                                                                                                           |
|       | 河川・ため池等の水辺        |    | 木曽川や新境川などの市内を流れる河川や、苧ヶ瀬池などの市内に点在するため池のこと。                                                                                                   |
| 緑のエリア | 緑の活用エリア           |   | 都市公園や街路樹等の緑が配置されている市街地について、既存ストックとしての緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や良好な住環境の保全を図る「緑の活用エリア」として位置づけます。（市街化区域）                          |
|       | 緑の保全エリア           |  | 市街地縁辺部の樹林地や農地、河川沿いの水辺環境は、市の骨格となる良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全していく「緑の保全エリア」として位置づけます。（市街化調整区域）（緑地保全配慮地区）                                         |
|       | まちなかグリーンインフラ推進エリア |  | 市全域においてグリーンインフラの取組を推進します。特に、立地適正化計画と連動し、居住誘導区域においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に推進していく「まちなかグリーンインフラ推進エリア」として位置づけます。（居住誘導区域）（緑化重点地区） |
| 緑の拠点  | 賑わいと交流の拠点         |  | 近隣・地区・総合公園や国営公園など、広大な緑を有する公園や市を代表する主な公園は、市内外から多くの人が訪れ親しまれる場であることから、これらを「賑わいと交流の拠点」として位置づけます。                                                |
|       | レクリエーション拠点        |  | 陸上競技場などを有する総合運動公園や川島スポーツ公園は、レクリエーションの場として市民に活用されていることから、これらを「レクリエーション拠点」として位置づけます。                                                          |
|       | 歴史・文化の拠点          |  | 炉畑遺跡公園や新加納陣屋公園など、歴史的な資源と一体となった緑は、本市の歴史や景観を継承する環境を形成していることから、「歴史・文化の拠点」として位置づけます。                                                            |

## 緑の将来像図





### 3 緑の基本方針

前章で整理した課題や近年の社会動向、基本理念を踏まえ、緑の将来像を実現するため、4つの基本方針を以下のとおり設定します。

また、これらの基本方針に基づき、グリーンインフラの概念を踏まえ、緑が持つ多様な機能を活用し、様々な取組を展開していきます。

#### 基本方針Ⅰ

#### 豊かな自然環境と美しい緑の風景を守る

保全

本市は、北部に各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曽川が流れ、中央部の市街地を桜並木とともに清流が流れる美しい自然環境に恵まれています。また、岐阜大学跡地に整備された市民公園・学びの森は、まちなかの貴重な憩いの場として市民に利用されています。これらは、長い歴史の中で形成され、また、創出してきた大切な緑であるため、次世代へ良好な状態で継承するために市民や事業者、パークレンジャー等の多様な主体と連携して保全していきます。



各務野自然遺産の森



新境川百十郎桜



木曽川を挟み犬山城に対峙する伊木山

#### 基本方針Ⅱ

#### 快適な暮らしを支えるまちなかの緑を創り育てる

創出

本市は東西の「都市拠点」やそれらを東西に結ぶ鉄道沿線に市街地が形成され、快適な市民生活の実現に向けて、都市公園や街路樹等のまちなかの緑が配置されています。

また、公共・民間施設では敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽を見ることができます。こうした連続性のある緑に囲まれた居心地の良さを感じられる良好な緑空間を創り育ててきました。

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の倒木の危険性、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在するなどの課題もあります。また、市民アンケートでは、安全に遊べることやボール遊びができるなどのニーズに対応した公園が求められています。

これらの背景を踏まえ、地域ニーズに対応した緑の整備、さらには緑が持つ多様な機能を活用するグリーンインフラの概念を積極的に取り入れた取組を推進します。



民有地の庭先緑化



いちょう通り



工場の接道緑化

#### 基本方針Ⅲ

#### 賑わいと交流を生み出す緑を活用する

活用

まちなかにある公園などのオープンスペースは、レクリエーション活動や自治会行事、防災訓練など地域コミュニティの場として活用されています。また、市民公園や学びの森は、週末に様々なイベントが開催され、市内外から多くの人を訪れ交流し、賑わいをみせています。さらに、学びの森や木曽川前渡南公園では、Park-PFI制度により民間活力を導入して特徴ある公園施設を設置し、魅力ある公園整備を行いました。

今後は、民間活力の導入に加え、身近な公園について、画一的ではない地域ごとのルールづくりを支援し柔軟な使い方により、賑わいと交流を生み出す緑を活用していきます。



学びの森（KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE）



木曽川前渡南公園（Kakamigahara わたしの PARK）

#### 基本方針Ⅳ

#### 緑豊かなまちづくりを支える担い手を育成支援する

担い手  
育成

人口減少・少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、世代間の関係の希薄化などに伴い、地域活動への参加者は減少し、自治会活動と同様に地域に委託している公園の日常管理も難しいという声が聞かれます。緑に関わる活動を担っている市民活動団体（パークレンジャー）においても、活動の縮小を余儀なくされている状況です。

本市の豊かな自然やまちの緑は、行政だけでは次世代に継承していくことができません。行政や市民、事業者、パークレンジャー等の多様な主体が連携していく必要があるため、活動支援や意識啓発、人材育成など緑の担い手を育成支援していきます。

緑の将来像と基本方針の関係

総合計画  
将来都市像

『もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～』

緑の将来像

『まちと緑と つながるしあわせ かかみがはら』

◆緑の現状

- ・骨格となる緑の存在
- ・緑被率の低下
- ・小規模公園の存在
- ・維持管理費用の増加
- ・公園の利用機会の増加
- ・適切な維持管理による「質」の向上
- ・緑の担い手の減少

◆緑を取り巻く社会情勢

- ・まちづくりGxの推進
- ・緑の基本方針
- ・都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言
- ・グリーンインフラ
- ・カーボンニュートラル
- ・生物多様性
- ・健康づくり
- ・こどもまんなかまちづくり

◆上位計画・関連計画の整理

- ・健康でいきいきと暮らせるまち
- ・豊かな自然環境の継承
- ・災害に強い都市づくり、流域治水の推進
- ・こどもの多様な居場所づくりの推進

◆緑に関する市民意識

- ・市民満足度調査（自然と調和した美しいまちなみ）  
69.7%（H26）⇒70.2%（R7）
- ・地域ニーズに対応した公園づくり
- ・ボール遊びのできる公園
- ・パークレンジャーの高齢化と会員数の減少

◆前計画の成果

- ・1人当たりの都市公園面積  
H27：13㎡/人 ⇒ R6：17㎡/人
- ・25公園の整備（+37.5ha）
- ・Park-PFI活用

◆課題（1）  
都市の骨格を形成する緑の保全

◆課題（2）  
市街地における緑の充実と多様なニーズに応えるオープンスペースづくり

◆課題（3）  
持続可能で緑豊かなまちづくりに貢献する緑の多様な機能の活用

◆課題（4）  
緑の担い手の活動支援と育成

基本方針

◆基本方針Ⅰ

保全

豊かな自然環境と  
美しい緑の風景を守る

◆基本方針Ⅱ

創出

快適な暮らしを支える  
まちなかの緑を創り育てる

◆基本方針Ⅲ

活用

賑わいと交流を  
生み出す緑を活用する

◆基本方針Ⅳ

担い手  
支援

緑豊かなまちづくりを  
支える担い手を育成支援する

施策

施策の展開（第4章）



## 4 都市公園の整備及び管理の方針

都市の重要なオープンスペースである都市公園については、平成29（2017）年の都市緑地法改正により、緑の基本計画の法定記載事項として、従来の「整備の方針」に「管理の方針」が追加されました。

### （１）都市公園の整備の方針

都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、憩いの場やレクリエーション活動の場など様々な役割を果たしています。これまで、緑の基本計画に基づく公園整備により、市民一人当たりの都市公園面積は約 17 ㎡/人となり、その量は充足してきました。

今後は、既存の公園を十分に活かすため、多様なニーズに対応した公園施設の充実やルールづくりを支援するなど、柔軟に使いこなす国の視点も踏まえ、画一的ではない、誰もが楽しめる魅力ある公園づくりを進めていきます。

その上で、人口減少など将来を見据えた立地適正化計画の集約型都市構造と連携し、現在の配置や誘致圏域、地域ニーズを考慮して、必要に応じて都市公園の機能再編・統廃合についても進めていきます。

### （２）都市公園の管理の方針

これまで実施してきた①施設管理、②樹木管理、③日常管理、④官民連携による管理を、今後も計画的かつ効率的に継続していくことを基本とします。

#### ①施設管理

利用者の安全確保のため、法令で定める基準に基づき、公園施設の定期的な点検を実施します。また、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の修繕・更新を計画的に進めます。

#### ②樹木管理

公園利用者に緑陰を提供し、良好な景観を形成するため、樹木の適切な管理に努めます。

また、職員によるパトロール時の目視点検（葉やキノコの有無、傾斜など）に加え、樹木医による専門的な点検を実施し、必要に応じて、伐採や剪定を行い安全を確保します。

さらに、ドローンやAI診断、赤外線カメラなどDXを活用した新たな技術の導入も検討します。

#### ③日常管理

地域に身近な街区公園は、愛着を持って利用していただき、地域コミュニティ活動の活性化に繋げるため、今後も市民協働による管理を継続します。

#### ④官民連携による管理

公園管理の多様化に対応するため、指定管理者制度やPark-PFI制度など、公園の特性に合わせた官民連携手法を導入し、質の高いサービス提供と効率的・効果的な公園管理を目指します。





## 5 グリーンインフラの推進に関する方針

### (1) グリーンインフラとは

グリーンインフラは、日本では平成27（2015）年に「国土形成計画」に位置づけられ、令和5（2023）年9月には、「自然と共生する社会」の実現に向けて「グリーンインフラ推進戦略2023」が公表されました。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本市が進めてきた従来の取組にもグリーンインフラに該当するものが多々あります。また、この取組は、持続可能な開発目標（SDGs）に示されている地域課題の解決にアプローチする手法として有効です。



図 グリーンインフラ推進戦略2023（資料：国土交通省 HP）



図 グリーンインフラの取組事例（資料：国土交通省 HP）

様々な分野で取組が進むグリーンインフラですが、その手法や取組の対象は多様であり捉え方にも幅があります。

従来のコンクリートなどを用いた人工構造物を中心とするインフラストラクチャーは「グレーインフラ」と呼ばれることがあります。規格化が可能であるため、道路や堤防、トンネルなどが整備されてきました。社会がグレーインフラに染まっていく中、コンクリートの老朽化や、自然を排除したことによる環境破壊、都市災害、心の閉塞感といった課題が深刻さを増しています。

一方、自然環境の機能を活用したインフラストラクチャーは「グリーンインフラ」と呼ばれ、例えば、浸透ますや浸透トレンチは、土壌に雨水が浸透する自然の機能を活用しており、雨水浸透機能を得ることができます。これらは、適切な維持管理によって成長し、時間の経過とともに効果を発揮し続けるポテンシャルを有しています。さらに、人々が緑に関わることで、交流が生まれ、コミュニティ形成へとつながります

本市では、公園や街路樹、住宅の庭先など、今日に至るまで緑が暮らしやまちづくりに欠かすことのできないものとして大切に育て、その多様な機能を活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」に取り組んできました。

今後も、両者を上手に組み合わせ、それぞれの利点を活かし、ハード・ソフト両面から、市内の様々な場所でグリーンインフラの取組を展開していくことで、緑がまちの魅力を高め、「自然と共生する社会」の実現を目指します。

表 グリーンインフラとグレーインフラの違い

| 項目     | グリーンインフラ  | グレーインフラ |
|--------|-----------|---------|
| 時間とともに | 成長する      | 劣化する    |
| 損傷に対して | 自律的な回復も可能 | 修繕が必要   |
| 機能     | 多機能       | 単一又は少数  |
| 効果の予測  | 困難（定性的）   | 容易（定量的） |
| 効果の発現  | 時間を要する    | 完成と同時   |
| 効果の度合い | 小さい       | 大きい     |
| 環境負荷   | あり（小さい）   | あり（大きい） |



都立明治公園の雨水浸透施設



京都市の雨庭

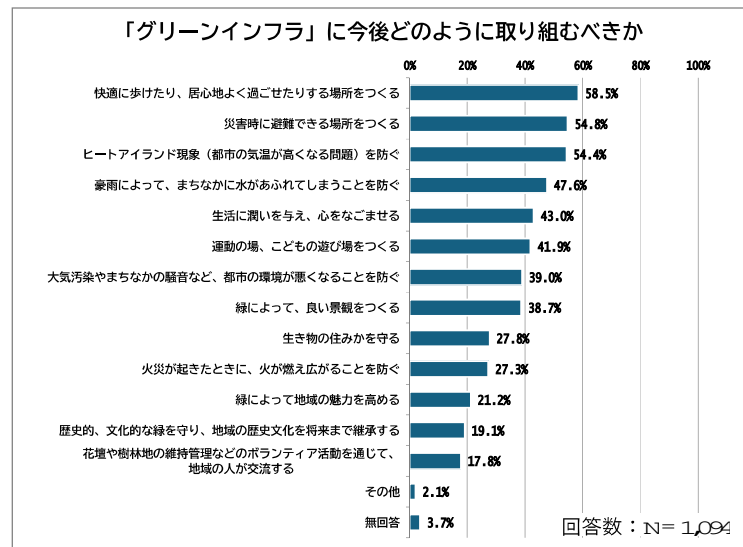
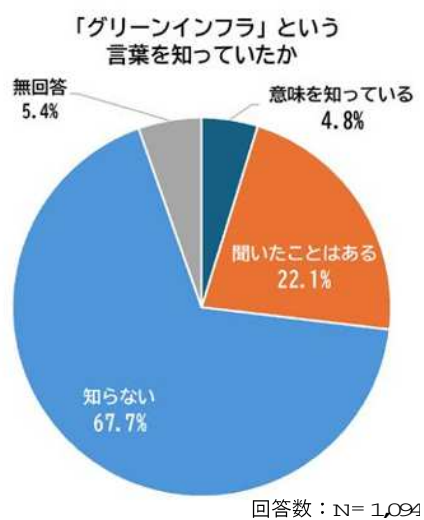


## (2) グリーンインフラの機能と効果

グリーンインフラの中には、農地・公園・緑地・樹林地などの緑のように、存在そのものが良好な景観形成などの効果を発揮する場合や、グリーンインフラ技術（舗装に透水性や保水性を持たせる技術、雨水を浸透させる水路等）により、防災・減災などの効果を発揮する場合があります。（ハード的な取組）

また、グリーンインフラが活用された場を利用することで、地域コミュニティの形成やまち歩きによる健康増進など、多面的な効果がより発揮されます。（ソフト的な取組）

市民アンケートによると、「グリーンインフラ」という言葉の認知度は低いですが、昨今の気候変動や各地で発生する災害の影響により、今後取り組むべき事項として、居心地よく過ごせる場所や災害時に避難できる場所づくりなどが期待されています。



| 項目     | 機能と効果                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランド現象の緩和</li> <li>・生物多様性の保全</li> <li>・水循環の保全</li> <li>・地球温暖化対策（二酸化炭素吸収）</li> </ul> |
| 防災     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市型水害の軽減</li> <li>・災害時の一時集結場所、活動拠点</li> <li>・火災の延焼防止</li> <li>・流域治水の推進</li> </ul>       |
| 景観     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成</li> <li>・観光振興</li> <li>・歴史や文化の継承</li> <li>・都市の魅力創出・向上</li> </ul>               |
| 健康     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや健康づくり環境の充実</li> <li>・健康増進（ストレス軽減、QOL向上等）</li> </ul>                                 |
| コミュニティ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ形成</li> <li>・環境教育や自然とのふれあい</li> <li>・交流機会や賑わいの創出</li> </ul>                     |



（資料：国土技術政策総合研究所 R3報告書 編集）

図 グリーンインフラの機能と効果



### (3) グリーンインフラの取組方針

グリーンインフラの取組は、短期間で終わるものではなく、将来に向かって続いていくものです。この取組を持続可能なものとするためには、行政・市民・事業者等といった緑に関わる多様な主体が連携し、自然環境が持つ多様な機能を活用した緑豊かなまちづくりを推進し、継続的に関わりを持って育てていく必要があります。

また、この取組方針は、国が定めた「グリーンインフラ推進戦略2023」や「グリーンインフラ実践ガイドライン」等に基づくものとします。さらに、グリーンインフラは、具体的な個別施策ではなく、全ての施策に通ずる考え方であるため、第4章の「緑の施策」にグリーンインフラの効果を示します。



図 グリーンインフラ推進ロゴマーク  
(資料：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP)



学びの森の賑わい



つつじが丘南公園の芝生化



浸透機能を配置した新那加駅南口駅前広場



緑陰による快適な道路空間（いちょう通り）

## (4) グリーンインフラの取組事例

グリーンインフラには様々な取組があります。ここでは、本市で想定されるグリーンインフラの取組事例（イメージ・期待される効果・対象・施策）を示します。特に、第3章の緑の配置方針で示した「まちなかグリーンインフラ推進エリア」（＝居住誘導区域）においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に取組を推進していきます。



| 対象エリア              | 河川                                                                                                                                      | 公園・広場                                                                                                                                                                       | 道路・駅前広場（街路樹）                                                                                                                      | 農地・ため池                                                                                                             | 森林                                                                                                                  | 住宅地                                                                                                  | 商業地・工業地                                                                                                             |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハード施策<br>（例）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>サイクリングロードの整備</li> <li>多自然川づくり</li> <li>河川空間のオープン化</li> <li>調整池の整備</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽・芝生化</li> <li>浸透樹・浸透側溝・雨庭・花壇設置</li> <li>ニーズに応じた施設設置</li> <li>遊び場、交流の場の整備</li> <li>生物生息・生育環境の創出</li> <li>まちなかウォークアブル推進事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間の緑化（緑陰形成・景観創出）</li> <li>透水性舗装・浸透樹・浸透側溝</li> <li>植栽帯設置</li> <li>滞留空間の創出（ベンチ）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地保全</li> <li>生産基盤の整備</li> <li>用水の上部利用</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>里山の保全・管理</li> <li>苗木育成</li> <li>生物生息・生育地の保全</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物緑化（屋上・壁面・緑のカーテン）</li> <li>敷地緑化</li> <li>雨水流出抑制施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地緑化</li> <li>建物緑化（屋上・壁面・緑のカーテン）</li> <li>雨水流出抑制機能</li> <li>緑化駐車場</li> </ul> |
| ソフト施策<br>（例）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>サイクリングロードの活用</li> <li>環境学習（生きもの調査）</li> <li>河川清掃</li> <li>百十郎桜の保全・育成</li> <li>水辺空間の活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラ機能の説明</li> <li>一時集結場所指定</li> <li>防災訓練の実施</li> <li>公園の利活用（イベント）</li> <li>自治会活動の利用</li> <li>市民協働による維持管理</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域性樹木の選定</li> <li>道端緑化活動</li> <li>歩行者利便増進道路（ほこみち）</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園</li> <li>田んぼダム（水田貯留）</li> <li>農業体験</li> <li>低水位管理（ため池の治水利用）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民による保全活動</li> <li>東海自然歩道の活用</li> <li>自然体験塾の講座</li> <li>樹木の再資源化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>低木利用地活用</li> <li>雨水の再利用（雨水タンク・散水）</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画届出</li> <li>開発指導</li> <li>景観・緑化の評価</li> </ul>                            |
| ・学習機会の創出・情報発信・普及啓発 |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                   |                                                                                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                      |                                                                                                                     |

## 6 目標水準

緑の将来像の実現に向けて、施策の効果を測るため以下の4つの指標を設定します。

### 指標1 緑豊かなまちづくりに対する満足度の向上

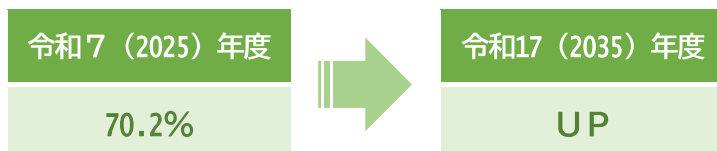
#### 【指標設定の考え方】

この指標は、緑豊かなまちづくりの全般的な指標として設定するものです。

令和7（2025）年の市民満足度調査によると、緑豊かなまちづくりに対する満足度は7割以上となっています。今後、緑に関する取組により、緑の量・質、魅力を向上させることで、緑に対する満足度をより一層高めていくことを目指します。（総合計画達成指標）

#### 《緑豊かなまちづくりに対する満足度》

（「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と思う市民の割合）

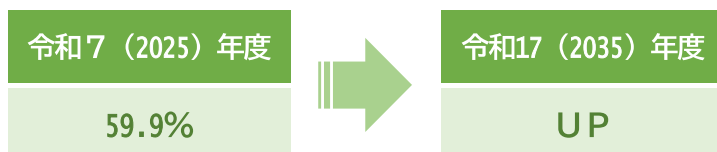


### 指標2 近くに行きたいと思う公園がある市民の割合

#### 【指標設定の考え方】

地域ニーズに対応した近くに行きたいと思う魅力的な公園が配置されるように、公園施設の充実や適切な維持管理により「質」の向上を図ります。（総合計画達成指標）

#### 《近くに行きたいと思う公園がある市民の割合》





### 指標3 緑の担い手の確保

#### 【指標設定の考え方】

人口減少・少子高齢化の進行により、緑の担い手が減少していく中で、市民や事業者、パークレンジャー等の多様な主体と連携して、緑の保全・緑化活動に取り組む必要があります。緑に関わる活動を担う市民活動団体（パークレンジャー）について、その団体数の増加を目指します。

#### 《緑に関わる活動を担う市民活動団体数》



### 指標4 公園でのイベント数（年間）

#### 【指標設定の考え方】

公園を中心とした賑わい創出、公園活用の観点から公園で行われるイベント数を設定します。地域に身近な街区公園では自治会やサークル等の活動が大半を占めるため、市全体・市外に波及する賑わい創出の観点から市中心部の市民公園・学びの森で行われるイベントを対象とします。（総合計画達成指標）

#### 《公園でのイベント数（年間）》



#### 用語解説

- ・居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。